

議案第23号

浦安市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

浦安市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部
を改正する条例を別紙のように制定する。

令和8年2月12日提出

浦安市長 内田 悅嗣

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の改正に準じ、本市における家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を改めるため、改正を行うものである。

浦安市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例

浦安市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第18条第2項を次のように改める。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児 (以下「乳幼児」という。)の利用 開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の 健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健 康診断又は臨時の健康診断

第24条第2項各号列記以外の部分中「修了した保育士」の次に「若しくは千葉県の区域に係る地域限定保育士」を加える。

第30条第1項各号列記以外の部分本文及び第2項各号列記以外の部分、第32条第1項各号列記以外の部分本文及び第2項各号列記以外の部分、第45条第1項各号列記以外の部分本文及び第2項各号列記以外の部分本文並びに第48条第1項各号列記以外の部分本文及び第2項各号列記以外の部分中「保育士」の次に「又は千葉県の区域に係る地域限定保育士」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

